

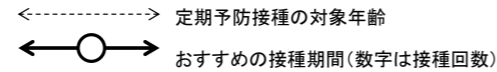


令和8年度定期予防接種スケジュール表

令和8年4月版

発行 長浜市健康推進課(小堀町32番地3 ながはまウェルセンター1階) 電話65-7751
長浜市北部健康推進センター(高月町渡岸寺160 高月分庁舎隣) 電話85-6420

7歳6カ月までの予防接種スケジュール



☆予防接種は、生後2か月から、かかりつけ医と相談して計画的にすすめましょう。

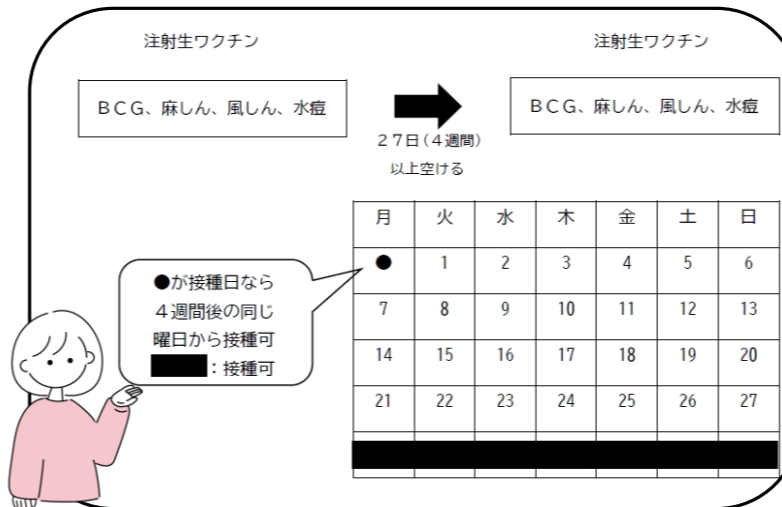
種類	ワクチンの名前	接種済みチェック	0歳	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	7歳半	方法	接種できる年齢	接種回数	標準的な接種間隔	お知らせ
不活化ワクチン	B型肝炎	□□□			①	②																		1歳になる1日前まで	3回	1回目:生後2か月以降 2回目:1回目の接種から27日以上の間隔 3回目:1回目の接種から139日以上	1回目の接種から3回目の接種を終えるまでに、おおそ半年間かかります。 1歳になってしまうと、定期接種の対象外となります。
生ワクチン(経口)	ロタリックス	□□			①	②																		生後6週から生後24週まで	2回	1回目:生後2か月 2回目:1回目の接種から27日以上の間隔	1回目は生後14週6日までに接種してください。
	どちらか ロタテック	□□□			①	②	③																	生後6週から生後32週まで	3回	1回目:生後2か月 2回目:1回目の接種から27日以上の間隔 3回目:2回目の接種から27日以上の間隔	※生後〇週は生まれた日から数えて〇回目の同じ曜日のこと (例)水曜日に生まれた方は次の週の水曜日で生後1週と考えます。
不活化ワクチン	五種混合	□□□□			①	②	③									④								生後2か月~7歳6か月になる1日前まで	1期初回:3回 1期追加:1回	初回:生後2か月から7か月に至るまでに開始し、3週間から8週間までの間隔を置いて3回追加:3回目接種終了後、6か月~18か月までの間隔を置いて1回	五種混合は、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブの混合ワクチンです。
不活化ワクチン	小児の肺炎球菌感染症	□□□□			①	②	③									④								生後2か月~5歳になる1日前まで ※接種開始月齢により回数異なります。	初回:3回 追加:1回	初回:27日以上の間隔(1歳までに) 追加:1歳を超えた後、初回接種(3回)終了後60日以上の間隔	接種開始年齢ごとの接種回数 【7か月以上1歳の1日前まで】1期初回2回、1歳以降に1期追加1回 【1歳以上2歳の1日前まで】60日以上の間隔を空けて2回 【2歳以上5歳の1日前まで】1回
生ワクチン(注射)	BCG	□						①																1歳になる1日前まで	1回	生後5か月~8か月	
生ワクチン(注射)	水痘	□□													①	②								1歳~3歳になる1日前まで	2回	1回目:1歳から1歳3か月 2回目:1回目終了後、6か月~12か月までの間隔	
生ワクチン(注射)	麻しん・風しん	□□													①								②	1期:1歳~2歳になる1日前まで 2期:幼稚園・保育園の年長児	1期:1回 2期:1回		1歳になったら早めに1期を受けましょう。「麻しん」「風しん」にかかったことがあっても、麻しん・風しん混合ワクチン(MRワクチン)を接種できます。
不活化ワクチン	日本脳炎	□□□															①	②	③					生後6か月~7歳6か月になる1日前まで	1期初回:2回 1期追加:1回	1期初回:3歳~4歳の間に、6日~28日までの間隔 1期追加:1期初回(2回)終了後、6か月~1年までの間隔	※流行地に渡航などの理由で、保護者が希望される場合は生後6か月から接種可能です。

予防接種の基本

- 対象者 長浜市に住民登録がある接種対象年齢の方
- 接種方法 医療機関での接種(要予約)
- 持ち物 母子健康手帳とマイナンバーなど住所のわかるもの(予診票は医療機関にあります)
※予防接種には、必ず保護者(父または母)が同伴してください。保護者以外の方が同伴する場合は『委任状』が必要です。
『委任状』→用紙に保護者が記入し、予診票と一緒に提出してください。(市ホームページからダウンロードもできます。)
同伴できる人は、お子さんの普段の健康状態を知っている親族などです。
- 料金 定期予防接種は無料
- 予防接種に行く前のチェック
 - 今日受ける予防接種の必要性、効果や副反応などについて理解していますか。
→ 予防接種を受ける前に各予防接種の説明書(「予防接種と子どもの健康」の冊子)を読んでください。
 - お子さまの体調は良いですか。
→ 必ずお子さまの体調の良いときを選んで接種しましょう。判断に迷うときには医師に相談してください。
- その他 里帰り出産などの理由により、県外で予防接種を希望する場合は事前に健康推進課までお問い合わせください。償還払いの制度があります。(右端のお知らせをご覧ください。)

予防接種の接種間隔について

- 1 同じ種類のワクチンを複数回接種する(B型肝炎・小児用肺炎球菌・五種混合など)場合、上の表のとおり、それぞれ定められた間隔で接種してください。
- 2 同時接種(同時に複数のワクチンを接種すること)については、医師にご相談ください。
- 3 違う種類のワクチンを接種する場合 同時接種を除き、違う種類のワクチンを接種するときは、決められた間隔を空けて接種してください。
異なる「注射生ワクチン」と「生ワクチン」は、27日以上空けて接種してください。
※下の図を参考にしてください。



県外での予防接種についてお知らせ

里帰り出産などの理由により、県外で定期予防接種を希望する場合は、接種日の2週間程度前までに、ご連絡ください。予防接種依頼書を発行します。また、接種費用は一旦全額お支払いください。後日、領収書など必要書類を提出することで償還払い制度を利用できます(限度額があります。)
詳しくは、市ホームページから申請いただくか、健康推進課へお問合せください。市ホームページは、裏面二次元コードからアクセスしていただけます。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は感染症を防ぐため重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種後、高熱やけいれん等の症状が起こった場合、医師の診察を受け、健康推進課へ連絡してください。
また、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、健康推進課へお問い合わせください。

